

育児休業を取得される方へ

# 育児休業手当金についてお知らせします

育児休業手当金は、育児休業の承認を受けて休業する際に、育児休業期間中の経済的援助を行うために支給される給付です。

## 支給期間

原則として「子の1歳の誕生日の前日」まで<sup>※</sup>支給されます。

<sup>※</sup>特別の事情に該当する方は、最長2歳に達する日の前日まで給付を受けることができますが、「保育所入所」に関する手続きについては注意が必要です。

## パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、支給期間が1年を超えない範囲<sup>※</sup>で、子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金を請求できます。

<sup>※</sup>母については、出産日および産後休暇期間、育児休業手当金支給期間を合わせて1年を超えない範囲となります。

## 支給額

給付は月単位で行います。各月の休業実績を確認した上で、翌月に支給します。

各月の 給付額	=	標準報酬月額	×	給付率 <sup>※1</sup>	×	支給日数
		標準報酬月額 × $\frac{1}{22}$ (10円未満四捨五入)		67% (180日目まで) または 50% (181日目以降)		土・日を 除いた日数 <sup>※2</sup>

<sup>※1</sup> 暫定措置として支給率が引き上げられています。(40%→67%または50%)

<sup>※2</sup> 年末年始や祝日であっても土日以外は支給日数に含まれます。

## 請求方法

手当金は請求に基づき支給されます。給付要件に該当される方は所属所を通して「**育児休業手当金請求書**」をご提出ください。また、**育児休業の承認期間が変更された場合は「育児休業手当金変更請求書」**のご提出をお願いします。  
⇒ 詳細は「福利厚生ハンドブック(平成31年3月)」P73からの育児休業手当金のページをご覧ください。



## ▶ 育児休業手当金の延長給付について

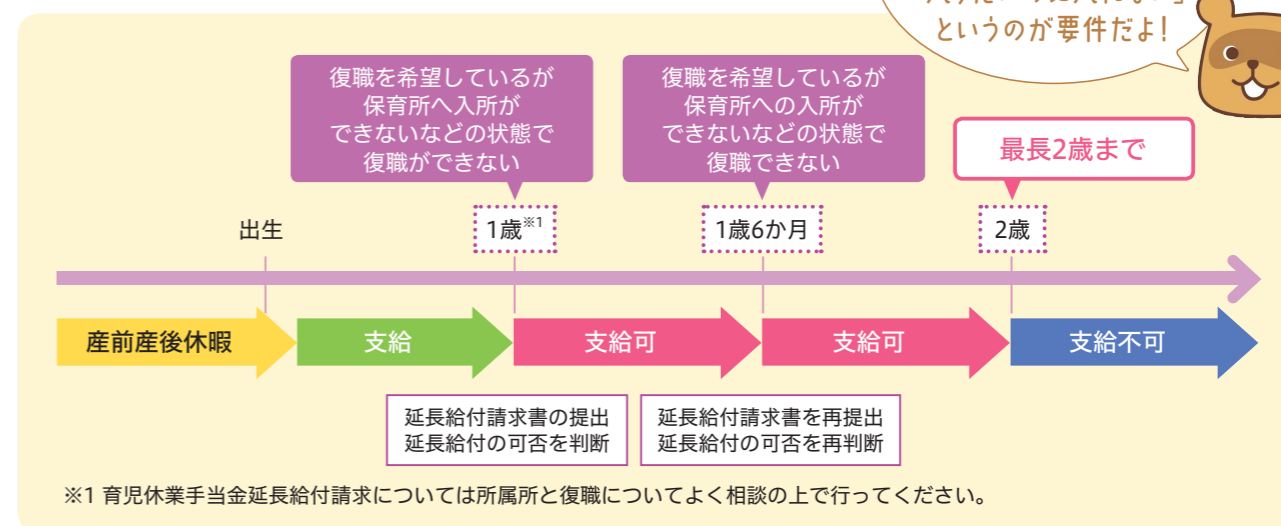
当該子が1歳に達する日(パパ・ママ育休プラス制度を利用されている方は子が1歳2か月に達する日の前日)に保育所へ入所できないなどの総務省令で定める要件に該当する場合には、育児休業手当金が最長で子が2歳に達する日の前日まで請求をすることができます。



延長給付は「1歳の誕生日の時点で復職したい人が保育園に入りたのに入れたい」というのが要件だよ!



[育児休業手当金延長給付のイメージ]



請求する場合、**子が1歳に達した時と1歳6か月に達した時に**、育児休業手当金延長給付請求書に必要書類を添付して公立共済に請求を行う必要があります。育児休業手当金の延長給付に関する要件が保育所の事情などによる場合には、自治体が発行する入所不承諾通知書などを添付する必要があります。

注意! 延長給付の期間中はずっと保育所の待機状態になっていることが必要だよ!



保育所などの事情を要件として延長給付を請求した場合、保育所への入所が可能だったにも係らず、保育所への入所を取り下げた場合や保育所の入所希望取下げを行っていた場合には、子が1歳以降に支給した育児休業手当金を全額返還していただきます。

2歳までの育児休業手当金延長給付は、子が1歳に達する日に総務省令で定める要件に該当する場合のみです。総務省令で定める要件については「福利厚生ハンドブック(平成31年3月)」P73を参照してください(公立学校共済組合東京支部ホームページにも福利厚生ハンドブックを掲載しております。)

<sup>※</sup>首都大学東京、関東中央病院等に所属の方は、雇用保険法の適用を受けるため、公立学校共済組合の「育児休業手当金」は対象外となります(雇用保険から育児休業給付が給付されます。)

請求の前に要件をよく確認してね!



問合せ先 給付貸付課短期給付担当 ☎03-5320-6827